



十和田ホームヘルパーセンター

変更後

訪問介護 重要事項説明書

(令和3年4月1日現在)



QR

1・当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0176(20)1850

担当者 山田 佐知子

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

(📱バーコードリーダー対応)

福祉の里 HP へリンクします。

2・当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	十和田ホームヘルパーセンター
所在地	青森県十和田市西二十三番町30-36
事業所番号	0270600117
電話番号	0176(20)1850
FAX番号	0176(25)5621
電子メール	bonheur@fukushinosato.com
ホームページ	www.fukushinosato.com
通常のサービス実施地域	十和田市

(2) 職員体制

職種	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	業務内容
管理者	介護福祉士		1名			従業員及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	1名				利用申込みに係る調整、訪問介護計画等の作成
	ホームヘルパー1級					
訪問介護員	介護福祉士	2名		1名		訪問介護サービスの提供
	ホームヘルパー2級					

※サービス提供責任者は訪問介護員を兼ねる。

(3) 営業日・営業時間

1. 営業日 月曜日～日曜日 祝祭日も営業日 (年中無休)
2. 営業時間 午前6:00～午後9:00

3・事業目的

当事業所が提供する訪問介護においては、要介護状態と認定された利用者に対して、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。

4・サービス内容

(1) 訪問介護計画の立案

当事業所では、訪問介護計画に基づいてサービスを提供します。この計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されます。(居宅サービス計画が作成されている場合は、この計画の内容に沿って作成します)。その際、利用者・家族の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容については同意をいただきます。

(2) 身体介護

入浴、清拭、排泄介助、食事介助、衣服着脱介助、通院介助、その他必要な身体介護。

(3) 生活援助

身体介護以外のサービスで、掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助を行います。

※預金の引き出し、預入は行いません。

※利用者の以外の方の生活援助は行いません。

(4) 通院等乗降介助

通院等のために訪問介護員等が自ら運転する車両への乗車・降車の介助を行い、あわせて乗車前・乗車後の屋内外での移動等の介助、または通院先・外出先での受診等の手続き・移動等の介助を行います。

5・利用料金

(1) 利用料

身体介護

所要時間	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上
単価	<u>167円</u>	<u>250円</u>	<u>396円</u>	<u>579円</u> に30分増すごとに <u>84円</u> 加算されます。

生活援助

所要時間	20分以上45分未満	45分以上	身体介護20分以上に引続き行う場合
単価	<u>183円</u>	<u>225円</u>	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに <u>67円</u> 加算されます。 (70分以上 <u>201円</u> を限度に)

※夜間（午後6時～午後9時）、早朝（午前6時～午前8時）にサービスをご利用された場合には、上記の利用料に25/100に相当する金額が加算されます。

通院等乗降介助

単価	99円/回
----	-------

(2) 加算料金

<p>初回加算</p> <p>①新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合</p> <p>②利用者の要介護度が要支援1、2から要介護1以上に変更があった際に①を実施した場合。</p> <p>③利用者が過去2カ月間、当事業所のサービスを受けておらず、サービス再開の際に①を実施した場合。</p>	200円/月
<p>緊急時訪問介護加算</p> <p>利用者等からの要請を受けて、介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたとときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合</p>	100円/回
<p>生活機能向上連携加算（Ⅱ）</p> <p>訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する又は理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、利用者のADL及びIADLに関する利用者の状況につき、理学療法士等とサービス提供責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価を行った場合</p>	200円/月
<p>中山間地域提供加算</p> <p>サービス実施地域（十和田市）以外から利用される場合は、訪問介護費の5%分に相当する額が加算されます。</p>	所定単位数の5%
<p>介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</p> <p>介護職員の処遇改善に要する費用として、訪問介護費と各種加算、減算額を合計した金額の13.7%に相当する額が加算されます。</p>	所定単位数の13.7%
<p>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）※支給限度額管理の対象外</p> <p>介護職員の処遇改善に要する費用として、訪問介護費と各種加算、減算額を合計した金額の4.2%に相当する額が加算されます。</p>	所定単位数の4.2%

※65歳以上の被保険者の介護保険の負担割合については所得に応じて1割から3割に区分されます。

(3) 支払方法

毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします。お支払いは請求書到着後、30日以内にお願ひ致します。お支払いの確認がとれ次第、領収書を発行致します。

お支払い方法は、①「現金払い」、②「銀行振込」、③「自動引落とし」の3通りがあります。銀行振込をご利用される場合には、請求書に同封される口座名義へお願ひいたします。ご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

※自動引落としは青森銀行の提供する「あおもりワイドネットサービス」とゆうちょ銀行の自動引落としの2種類があります。ご利用される方は別途申込書への記入が必要となります。詳細については別紙を参照下さい。

(振込先) 青森銀行 十和田支店 普通口座 1121520
社会福祉法人 福祉の里 十和田ホームヘルパーセンター
理事長 山本 孝司

6・サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申ひください。当事業所職員がお伺ひいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

利用者の状態、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までにご連絡いたします。

③自動終了

以下の場合、双方連絡がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険施設に入所した場合
- ・要介護認定において、非該当(自立)又は要支援状態と認定された場合
- ・お亡くなりになった場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合等

については、利用者から解約をお申し出いただくことによってサービスを終了することができます。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われなかった場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、3ヶ月以上に涉ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は、利用者・家族等が当事業所や当事業所の従業者に対して背信行為を行った場合はサービスを終了することができます。

7・サービスに関する相談・苦情

(1) 事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 山田 佐知子

電話 0176-20-1850

FAX 0176-25-5621

受付日 月曜日～日曜日・祝日

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

- ・当該事業所に関する利用者及び身元引受人等からの相談・苦情に対し、迅速且つ適切に対応するため、上記担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び身元引受人等に説明いたします。

(2) 第三者委員

当法人（社会福祉法人 福祉の里）では客観的に外部の立場から、相談・苦情・要望の解決にあたる第三者委員を設置しております。

【第三者委員】 苫米地 孝子 ・ 石山 則子

(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口に苦情を伝える事が出来ます。

1 十和田市役所 高齢介護課

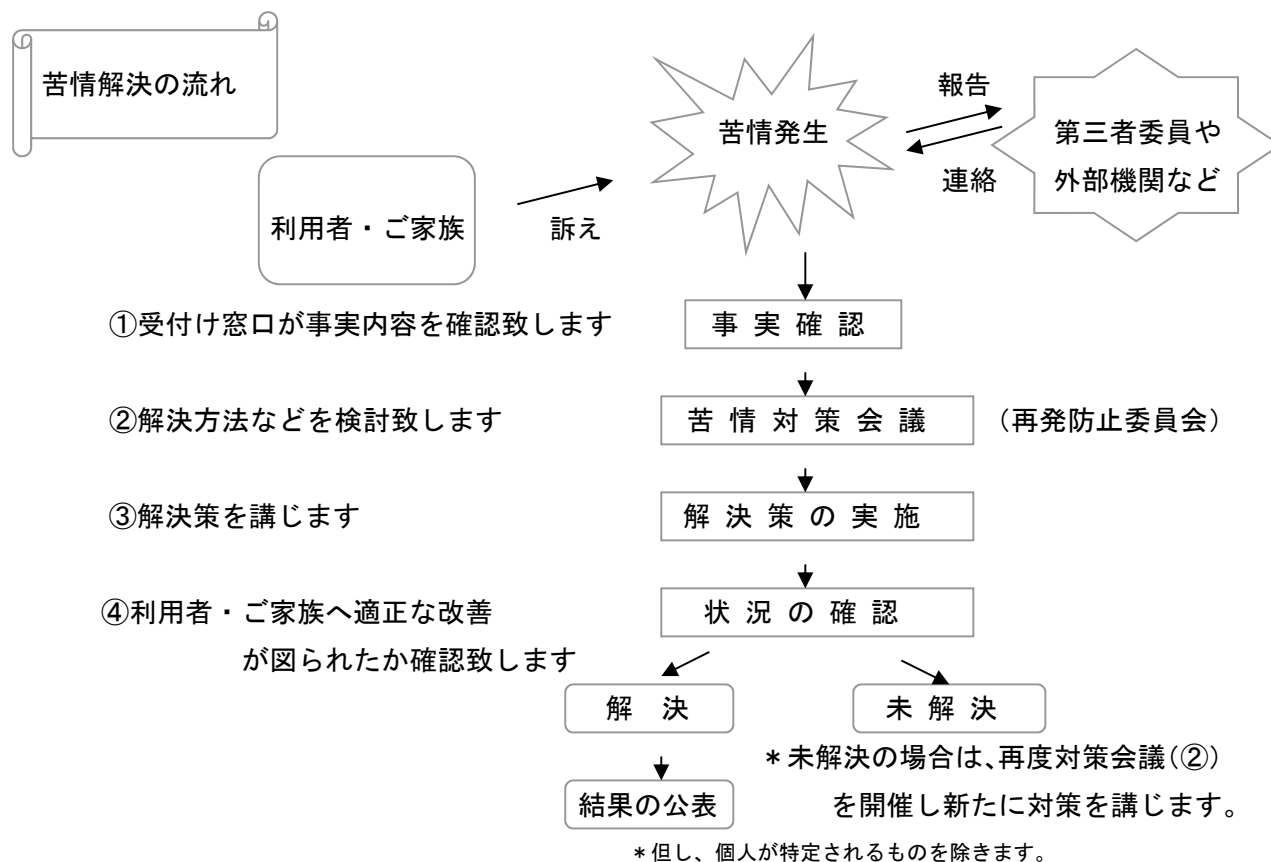
0176-23-5111 (内線254・255)

2 青森県国民健康保険団体連合会 (介護保険苦情相談窓口)

017-723-1301

3 青森県運営適正化委員会 (福祉サービス相談センター)

017-731-3039



8・秘密保持について

- (1) 当事業所及び当事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

9・事故について

- (1) 当事業所のサービスを利用中に事故が発生した場合は、速やかに都道府県・保険者及び関係各機関ならびに身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当事業所のサービスを利用中の事故の内、損害を賠償すべき事故である場合には、速やかに損害の賠償をいたします。(当事業所は全老健共済会の損害賠償保険に加入しております。)
- (4) 利用者の過失による事故が発生した場合は、利用者及び身元引受人に責任を持つ

て対応していただきます。また、当事業所が損害を被った場合は、当事業所は利用者又は身元引受人に対してその損害の賠償を請求いたします。

10・法人および施設運営に関する情報の公開

社会福祉法人福祉の里の運営に関する詳細（財務内容・事業内容ほか）は社会福祉法・介護保険法の規定により随時、閲覧することができます。閲覧を希望される方は直接事務室までお申し出ください。

また、法人ホームページ（www.fukushinosato.com）および広報誌「広報みのり」等においても情報の公表に努めて参ります。

11・その他 実習生、研修生受け入れに伴うお願い

当法人では、訪問介護員の実習生を受け入れ指導者と同行訪問する場合がございます。介護職員育成の趣旨をご理解いただき、ご承諾・ご協力下さいますようお願い致します。なお、訪問にあたり、事前にご利用者又はご家族の同意をいただきます。



QR

(別紙1)

利用者・ご家族様へ

利用料金の自動引落としサービスのご案内

平素は、当法人事業所をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
利用料のお支払い方法については、青森県内の主な金融機関からの自動引落としが出来る「あ
おもりワイドネットサービス」による自動引落としとゆうちょ銀行の自動引落としがご利用いた
だけます。これにより法人内で複数の事業所を利用された場合でも一括引落としでも支払いが
可能となるため事業所毎に支払う手間が省けます。
ご利用の詳細については、下記に記載しましたのでご確認ください。

記

- 取扱い金融機関 青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、
みずほ銀行、東奥信用金庫、東北労働金庫、岩手銀行、秋田銀行、
青森県内の農業協同組合
- 引落日 毎月30日
- 手数料 1回につき100円(税抜き・お客様負担)
- 対象事業所 福祉の里のサービス事業全て
(複数のサービスをご利用の方や夫婦でのご利用の場合においても
一括引落としが可能です。)
- 申込方法 「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、銀行届出印欄に押印し
たものを各施設窓口にお持ち下さい。
- 引落口座 利用者ご本人の口座、またはご家族名義の口座
- 領収書の発行 領収書については、入金確認後に郵送させていただきます。

※ゆうちょ銀行による引落としについては取扱いが若干異なります。詳細については担当職員にお問合せ下さい。

お問い合わせ先

老人保健施設みのり苑	0176-25-1100
ケアハウスボナール十和田	0176-22-2211
福祉の里アネックス元町	0176-21-1888

《重要事項説明同意書》

令和 年 月 日

訪問介護の提供にあたり、重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 青森県十和田市西二十三番町30-36
名称 十和田ホームヘルパーセンター

説明者 _____ 印

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、その内容について同意いたします。

〒 _____

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

〒 _____

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印